

東大和市告示第 35 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、東大和市まちづくり部都市基盤課において令和 8 年 8 月 25 日から令和 8 年 9 月 30 日まで（東大和市の休日に関する条例（平成 3 年条例第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 25 日

東大和市長 和地 仁美

路線名	起点・終点（供用開始の区間）	供用開始の期日
市道 第 378 号線	東大和市高木 1 丁目 60 番 14 先 ～東大和市高木 1 丁目 60 番 14 先	令和 8 年 8 月 25 日
	東大和市高木 1 丁目 60 番 14 先 ～東大和市高木 1 丁目 60 番 7 先	